特許権に係る権利承継等のガイドライン

産学官連携推進機構　発明審査委員会承認
平成25年9月26日

1　権利承継の判断基準

特許性を有し，さらに次のいずれかの条件を満たす発明を承継するものとする。

（1）市場性があるもの。

（2）事業化の可能性があるもの。

（3）その他，特別な事由があるもの。

2　審査請求の判断基準

権利承継の判断基準を満たし，さらに次のいずれかの条件を満たす発明を審査請求することができる。

（1）実施（許諾）契約を締結し，又は実施（許諾）契約交渉中，あるいは交渉の可能性があるもの。

（2）共同出願人が審査請求を希望するもののうち，必要と認められるもの。

（3）外部資金獲得等の研究戦略上，必要と認められるもの。

（4）その他，特別な事由があるもの。

3　権利放棄の判断基準

次のいずれかの条件を満たす場合は，発明の特許を受ける権利又は特許権を放棄することができる。

（1）権利化前の発明については，「1」又は「2」の判断基準を満たさなくなったもの。

（2）権利化後の発明については，特許登録後2年半が経過して実施の見込みがないもの。

4　外国出願の判断基準

次の条件を満たす発明を外国出願することができる。

（1）特許性と市場性を有し，且つ，事業化の可能性が高く，事業化した場合の影響が大きいと判断されるもの。

（2）出願等の費用の確保に目途があるもの。

5　権利放棄した発明の取り扱いについて

（1）国立大学法人大分大学（以下「本学」という。）が権利承継しない発明について，本学は当該発明の日本及び諸外国で特許権の登録を受ける権利及びそれにより取得される一切の知的財産権を放棄する。

（2）本学が審査請求をしない発明及び権利放棄する発明について，本学発明者が希望する場合は当該発明者に対して本学の権利持分を無償譲渡するものとし，知的財産部門は譲渡手続きに協力するものとする。この場合，譲渡に要する費用は本学発明者が負担するものとする。

（3）本学が外国出願しない発明について，本学発明者が希望する場合は当該発明者に対して外国に出願する本学の権利持分を無償譲渡するものとし，知的財産部門は譲渡手続きに協力するものとする。この場合，譲渡に要する費用は本学発明者が負担するものとする。

6　その他

その他「1」から「4」の判断基準によりがたい特別の事由がある場合は，別途協議を行うものとする。